

第 84 回定時株主総会招集ご通知

【電子提供措置事項のうち法令および
定款に基づく書面交付請求による
交付書面に記載しない事項】

①事業報告

会計監査人に関する事項
会社の体制及び方針

②連結計算書類

連結注記表

③計算書類

個別注記表

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

池上通信機株式會社

上記事項につきましては、法令および当社定款第 15 条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。

①事業報告

会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

東光監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	28百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移等を確認し、報酬額の見積り目の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っています。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。

3. 当社の重要な子会社のIkegami Electronics(Europe) GmbHは、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けています。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 責任限定契約の内容の概況

責任限定契約は締結していません。

5. 補償契約の内容の概要

補償契約は締結していません。

6. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、当社グループの社会的な存在意義、パーパスを『「技術」のチカラで、あなたをしあわせに。』と定め、卓越した技術と匠の技で社会が求める新たな価値を創造し、持続可能な社会インフラ構築の一翼を担い、広く世の中に貢献し、社会から必要とされる企業であり続けます。

そして、その実現に向けて業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の順守ならびに資産の保全という観点から内部統制システムの充実に努めています。

当社は、以下に記載する取締役会決議内容に基づき、内部統制を具体的に整備するとともに、当社子会社に対しても当社の体制に準じて内部統制システムの整備を行うものとしています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの経営理念、行動規範、コンプライアンス・ルール等を明確にし、徹底を図る。
- (2) コンプライアンス規程を整備し、当社グループの取締役および使用人が法令・定款および当社グループの経営理念を順守するためのコンプライアンス体制を構築する。
- (3) コンプライアンス・リスク内部統制担当取締役を長とする RC 委員会において、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、その徹底を図るための具体的な計画を策定し実行する。
- (4) コンプライアンスに関するリスクの未然防止と早期解決を図るため、内部通報制度を構築する。内部通報制度は、社内窓口として RC 委員会事務局がその任に当たる他、当社が定める社外取締役または社外監査役を受付窓口とする社外窓口を設置し、匿名での通報も認めること、通報をした者が通報したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを、その内容に含むものとする。
- (5) 金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、代表取締役社長を最高責任者とする「金商法内部統制プロジェクト」を設置し、当社および当社連結グループ各社の財務報告に係る内部統制を構築する。
- (6) コンプライアンス・ルールにおいて、反社会的勢力との一切の関係遮断を定め、これを周知する。反社会的勢力による不当要求に毅然とした態度で臨み、社内外の関係者と連携を取り、組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 情報管理規程および情報保管保存規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (2) 上記の文書等の保管の期間は、法令の別段の定めのない限り、情報保管保存規程に定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメント方針を定めリスク管理を体系的に規定するリスクマネジメント規程を定める。コンプライアンス・リスク内部統制担当取締役は、リスクマネジメント規程に基づき全社のリスクを統合的に管

理し、企業リスク管理、事業リスク管理、部門リスク管理を重層的に行う。

- (2) コンプライアンス・リスク内部統制担当取締役を長とする RC 委員会において、当社グループにおける統合的なリスクマネジメントを実施する。委員会の活動の概要は、定期的に取り締役および監査役に報告する。
- (3) 不測の事態が生じた場合は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月 1 回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 原則として取締役会の前週に業務執行取締役ならびに執行役員が出席する経営会議を開催し、業務執行における意思決定を行う。
- (3) 代表取締役は、各取締役の職務に応じた責任・権限を明確にすると共に、各取締役間の意思疎通を促進する。各取締役は、職務執行の状況について 3 か月に一度以上取締役会に報告する。
- (4) 取締役および重要な使用人に至る決裁権限基準を定義した稟議規程に基づいて、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行う。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの経営管理を担当する取締役の責任と権限を明文化し、当社グループ従業員に徹底する。
- (2) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、取締役はグループ会社管理規程等に基づいて、子会社経営の管理・監督を行うものとする。
- (3) 取締役は、当社グループにおいて法令違反その他コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要な事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会ならびに監査役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じて使用人から監査役補助者を指名する。
- (2) 上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等人事権に係る事項の決定には、監査役会の承認を得なければならないものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループは、監査役に対して取締役会、経営会議その他業務執行状況の報告が行われる重要な会議への出席の機会を提供する。
- (2) 当社グループの取締役、および重要な使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。加えて、当社グループの使用人が直接監査役に報告できる通報制度を構築する。通報した者が通報したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを、その内容に含むものとする。
- (3) 当社グループの取締役は、定期的に業務執行状況を監査役に報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- (2) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、RC委員会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。
- (3) 監査役は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
- (4) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを利用できる。
- (5) 監査役が、職務の執行のために生じる費用について請求したときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

【コンプライアンスに関する事項】

- (1) 社員に必要な情報を迅速に周知・徹底させるため、社内ポータルサイトを立ち上げています。当該ポータルサイトのトップに当社グループのパーパス、行動規範、コンプライアンス・ルールを掲げ、常時閲覧できる仕組みを構築し浸透を図っています。
- (2) 当社グループでは RC 委員会事務局ならびに社外取締役、または社外監査役を窓口とする内部通報制度を構築しています。現在窓口は RC 委員会事務局ならびに社外取締役がその任に着いていますが、当事業年度において、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はなく、その両者が通報窓口として十分に機能しているため、社外監査役の通報窓口は設けていません。また、内部通報制度の運用・管理ルールを定めた内部通報細則を制定しており通報者に対する不利な取り扱いの禁止の徹底を図っています。
- (3) 社内関係部門および当社が加盟している特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との協力的体制を整備しており、不当要求には一切応じない姿勢を堅持しています。

【取締役の職務の執行に関する事項】

- (1) 取締役の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化と社外取締役の登用を行うとともに執行役員制度を導入しています。当事業年度において、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るため、社外取締役 4 名、社外監査役 2 名の社外役員のみを構成メンバーとするミーティングを開催しています。
- (2) 当事業年度において取締役会を 13 回開催しました。また、会社法第 363 条に基づき、業務執行取締役から職務執行の状況が四半期毎に報告されました。
- (3) 当事業年度において、業務執行担当取締役ならびに執行役員を構成メンバーとする経営会議を 9 回開催し、業務執行レベルの意思決定を行って参りました。
- (4) 当社は、法令上、取締役会決議事項と定められている事項の他、その重要性（内容、金額）等に鑑み、意思決定の場を「決裁権限基準一覧表」によって明確に定めています。当事業年度においても当該基準一覧表に則り、厳格に運用して参りました。

【リスク管理に関する事項】

- (1) 当事業年度において RC 委員会を 8 回開催しました。RC 委員会はコンプライアンス・リスク内部統制担当の取締役を長とし、執行役員全員ならびに国内グループ会社社長をメンバーとする他、常勤監査役ならびに内部監査室長も参画し、コンプライアンス施策の徹底、リスク顕在化の未然防止策

推進に取り組みました。

- (2) 不測の事態（大規模事故、災害、不祥事等）が生じた場合は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止することを定めています。当事業年度においては大規模な事故、災害、不祥事等は発生していません。

【グループ会社の経営管理に関する事項】

- (1) 事業活動等に係る法令等の順守という観点から、RC委員会メンバーに国内グループ会社社長を構成員に加え、グループ会社に係る潜在的リスクの把握、リスク管理の共有化を図っています。
- (2) 海外グループ会社におきましては、各現地法人社長より月次でなされる業績を含む状況報告を通じて、事業リスク管理の把握に努めているのはもちろん、毎週定期的に業務執行取締役および執行役員に対し事業の進捗報告を実施しています。また、状況に応じて適宜テレビ会議等を通じて事業リスク管理の把握をすることで、事業進捗の把握と対策の他、各国・地域の状況を勘案し資産の保全という観点から内部統制に係る見解を共有しています。

【監査役に関する事項】

- (1) 監査役は、取締役会の他、経営会議、RC委員会、主に業績進捗状況の確認・対策を討議する月次執行会議等の重要な会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況等を確認しています。
- (2) 監査役は、会計監査人である東光監査法人と期初、四半期決算、確定決算時に情報交換の場を設け、必要に応じ随時コミュニケーションを図っています。また、業務監査に内部監査室を同行させ連携を強化させることで監査の実効性を高めています。

株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社グループは、当社グループの社会的な存在意義、パーパスを『「技術」のチカラで、あなたをしあわせに。』と定め、映像技術を核とした事業基盤の確立に努め、幅広い分野においてメーカーの使命である最先端技術やノウハウを集積した製品・システムを提供し続けています。特に、製品やシステムの提供に際しては、開発・生産・受注・納入という一連の「もの作り」や「販売」のプロセスだけでは表現し得ない多くのノウハウ・専門知識・情報、そして顧客や取引先等のステークホルダーとの間に築かれた信頼で形成された緊密な関係等を有しており、その面を深化し続けていくことこそが、結果として当社グループの企業価値を高めていくことになると確信しています。

また、逆に、進歩の早い技術変革をリードし続けるために、将来の技術のトレンドを常に意識し、経営資源の集中的再配分により、当社グループが得意とする技術要素を追求することは当然のことながら、必要に応じて関係各社と業務提携を行うなど、顧客のニーズを具現化するための施策に積極的に取り組んでいくことが、中長期的に見て、株主共同の利益創出の源泉になると考えています。

当社取締役会は、上記の顧客や取引先等のステークホルダーとの信頼関係の維持が確保されない当社株式の大量買付行為を行う者や、短期的な投資リターンを追い求めて上記顧客ニーズを具現化するための施策に積極的でない者は、当社の財務および事業の方針の決定をする者として適当でないと考えています。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社が支配されることを防止するための取り組みの具体的な内容

当社は、上記基本方針に基づき、企業価値ひいては株主共同の利益を害する大量買付行為を防止するための取り組みとして「大規模買付ルール」を導入しています。

大規模買付ルールは、当社株式の大量買付が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

3. 大規模買付ルールに関する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記取り組みにつきまして、2年ごとの定時株主総会の決議をとるなどの株主意思を確認するための手続が保障されており、また、客観的合理性ある発動要件が定められ、かつ発動時に独立した特別委員会に諮問するなどの客観的手続が定められていることから、上記基本方針に沿うものであって株主共同の利益を損なうものでなく、かつ会社役員の地位の維持を目的としたものではないと判断しています。

「大規模買付ルール」の詳細については、前記「株主総会参考書類」の第2号議案に記載のとおりであり、改めて、第2号議案として一部改正および継続の是非をお諮りします。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社 Ikegami Electronics (U.S.A.), Inc.
Ikegami Electronics (Europe) GmbH
株式会社テクノイケガミ

(2) 非連結子会社 2社 Ikegami Electronics Asia Pacific Pte. Ltd.
株式会社池上ソリューション

非連結子会社 2社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響をおよぼしていません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社 2社については、当期純損益および利益剰余金等におよぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

当社の事業年度と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② デリバティブ

時価法によっています。

③ 棚卸資産

当社は、製品、仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、原材料については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価していますが、連結子会社は、主として先入先出法による低価法を採用しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は主として定率法、海外連結子会社は主として定額法を採用しています。ただし、当社および国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2年～60年

機械装置及び運搬具 2年～8年

工具、器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものはゼロとしています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しています。

④ 製品保証引当金

製品のアフターサービスに伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額および特定の製品に対する個別に算出した発生見込額を計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

(c) ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で行っています。

(d) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による按分額を費用処理しています。数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（8～10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしています。

③ 収益および費用の計上基準

当社および連結子会社では、主に情報通信機器の製品の販売および保守サービスを行っています。顧客との契約から生じる収益に関する履行義務の識別において、それらの相互依存性または相互関連性についての判定を行っています。

主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(a) 製品の販売

主な履行義務の内容として、情報通信機器の製造・販売があり、その一部には、据付調整作業を伴うものがあります。当該販売については、顧客に引き渡された時点または検収した時点で収益を認識しています。ただし、据付調整作業を伴わない国内販売について、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。

(b) 製品の保守サービス

主な履行義務の内容として、製品の修理や点検のほか、保守契約があります。製品の修理や点検については、完了した時点で収益を認識しています。保守契約については、契約期間にわたり定額で収益を認識しています。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収還付法人税等」（前連結会計年度 52 百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しています。

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「営業外電子記録債務」（前連結会計年度 20 百万円）および「未払消費税等」（前連結会計年度 121 百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しています。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

商品及び製品	952
仕掛品	5,975
原材料及び貯蔵品	4,685
合計	11,612

(注) 棚卸資産 評価損計上額 279 百万円

(2) その他の情報

当社グループの棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。棚卸資産は、主に受注生産品と見込生産品に大別されます。

- ① 受注生産品は、帳簿価額が正味売却価額を上回った場合には帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を評価損として売上原価に計上しています。受注額から見積追加製造原価等を差し引いて正味売却価額が算定されますが、案件によっては受注額が確定していないため、受注額と見積追加製造原価等のいずれにも見積りの要素が存在し、社内外の情報等を総合的に勘案して正味売却価額を算定しています。
- ② 見込生産品は、将来の販売見込数に基づき生産していますが、製品ライフサイクルを超過した場合、将来の販売見込を再検討し、過剰生産品については帳簿価額を処分見込価額まで切り下げる方法によって評価しています。

翌連結会計年度への影響については、見積りの要素が変更になった場合、追加の評価損計上の可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	9,992 百万円
2. 担保に供している資産	
建物	342 百万円
土地	442 百万円
上記に対応する債務額	
1年内返済予定の長期借入金	472 百万円
長期借入金	2,387 百万円
3. 受取手形割引高および電子記録債権割引高	
受取手形	5 百万円
電子記録債権	122 百万円

4. 金融機関とのコミットメントラインに関する契約

当社は、機動的な資金調達を可能にするため、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末日の借入未実行残高は次のとおりです。

コミットメントラインの総額	4,000 百万円
借入実行残高	4,000 百万円
差引額	— 百万円

(財務制限条項)

当社が締結しているコミットメントライン契約については、下記の財務制限条項が付されています。

- ① 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の70%に相当する金額以上に維持すること。但し、各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益が1回でも負の値となった場合、当該事業年度末日の翌事業年度末日以降、各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- ② 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,285,746	—	—	7,285,746

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	881,612	559	6,300	875,871

(変動事由の概要)

自己株式の増加および減少の内訳は次のとおりです。

(増加)

単元未満株式の買取りによる増加

559 株

(減少)

譲渡制限付株式として取締役へ交付

6,300 株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月9日 取締役会	普通株式	192	30.00	2024年 3月31日	2024年 6月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	76	12.00	2025年 3月31日	2025年 6月6日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針です。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されていますが、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、与信管理規程に従い、取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日です。

短期借入金、長期借入金および社債は運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年後です。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金および社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、後述の「個別注記表」(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の5.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項をご参照下さい。為替予約取引は外国為替管理規程に基づき承認実行され、その管理は為替管理委員会で行っています。また、金利スワップ契約の締結は、取締役会で決定しています。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(4) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権について、日本放送協会(NHK)および官公庁が大顧客となっており、信用リスクは限定的です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は含まれていません（(注)2.参照）。また、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、および短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	363	363	—
資産計	363	363	—
(1) 長期借入金（1年以内返済含む）	5,163	5,080	△ 82
(2) リース債務（1年以内返済含む）	435	428	△ 6
負債計	5,599	5,509	△ 89

(注) 1. 有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	102	305	203
	小計	102	305	203
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	91	57	△ 33
	小計	91	57	△ 33
合計		193	363	169

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について減損処理を行っていません。

なお、有価証券の減損にあたって、個別銘柄毎に当連結会計年度末日の市場価格と取得価額を比較して、50%以上下落した場合は、合理的な反証がない限り著しい下落とみなし減損処理を行い、2期連続して下落幅が30%以上50%未満の範囲で推移した場合、市況および銘柄固有の要因分析を行い、今後の回復可能性を判断して減損処理を行っています。

(2) デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

内容	連結貸借対照表計上額
(1) 子会社株式および関連会社株式 非連結子会社株式・出資金	203
(2) その他有価証券 非上場株式	26
合計	229

これらについては、「投資有価証券」には含めていません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
受取手形	49
売掛金	6,463
電子記録債権	929
合計	7,441

(注) 4. 長期借入金およびリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内
長期借入金	1,728	1,467	943	631	256
リース債務	137	106	78	53	26
合計	1,866	1,573	1,021	685	282

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	363	—	—	363
資産計	363	—	—	363

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年以内返済含む)	—	5,080	—	5,080
リース債務(1年以内返済含む)	—	428	—	428
負債計	—	5,509	—	5,509

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

②長期借入金、リース債務

元利金の合計額を信用リスクは不変として金利水準の変動のみを反映した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア その他	合計
収益認識の時期					
一時点で移転される財及びサービス	16,286	605	1,450	1,712	20,054
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	679	—	—	—	679
顧客との契約から生じる収益	16,966	605	1,450	1,712	20,734

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ③収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

収益の分解情報(「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」と履行義務の関係については、「一時点で移転される財及びサービス」に製品の販売、据付調整作業、製品の修理や点検が含まれ、「一定の期間にわたり移転される財及びサービス」に保守契約が含まれます。

なお、製品を引き渡した後、一定期間に生じた欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う保証義務を有する契約においては、当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しています。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	6,619	7,441
契約資産	9	11
契約負債	1,056	997

顧客との契約から生じた債権には、受取手形、売掛金、電子記録債権が含まれます。

契約資産は、当連結会計年度末時点で履行義務が充足している財又はサービスの対価のうち、まだ請求を行っていない部分に対する当社グループの権利に関するものです。請求書を顧客に発行した時点で権利が無条件になり、契約資産は債権(売掛金)に振り替えられます。

契約負債は、履行義務が充足する前に請求した金額もしくは前受金です。収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は886百万円です。また、契約負債の減少の主な理由は、顧客当たりの金額が相対的に小さくなったためです。

なお、過去の連結会計年度に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足(又は部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	12,323
1年超	6,272
合計	18,596

Ikegami

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,130円75銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 36円82銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式 総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

(2) 棚卸資産

製品・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっています。

原 材 料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2年～60年

機械装置及び運搬具 2年～8年

工具、器具及び備品 2年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものはゼロとしています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による按分額を費用処理しています。数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしています。

なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 製品保証引当金

製品のアフターサービスに伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額および特定の製品に対する個別に算出した発生見込額を計上しています。

4. 収益および費用の計上基準

当社では、主に情報通信機器の製品の販売および保守サービスを行っています。顧客との契約から生じる収益に関する履行義務の識別において、それらの相互依存性または相互関連性についての判定を行っています。

主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(1) 製品の販売

主な履行義務の内容として、情報通信機器の製造・販売があり、その一部には、据付調整作業を伴うものがあります。当該販売については、顧客に引き渡された時点または検収した時点で収益を認識しています。ただし、据付調整作業を伴わない国内販売について、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。

(2) 製品の保守サービス

主な履行義務の内容として、製品の修理や点検のほか、保守契約があります。製品の修理や点検については、完了した時点で収益を認識しています。保守契約については、契約期間にわたり定額で収益を認識しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務について振当処理を行っています。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- (a) ヘッジ手段 … 為替予約取引
ヘッジ対象 … 外貨建金銭債権債務
- (b) ヘッジ手段 … 金利スワップ
ヘッジ対象 … 借入金の利息

③ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避する目的で行っています。

また、金利変動リスクを回避する目的で行っています。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しています。

また、特例処理によっている金利スワップについても、有効性の評価を省略しています。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「営業外電子記録債務」（前連結会計年度 20 百万円）および「未払消費税等」（前連結会計年度 87 百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しています。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

商品及び製品	588
仕掛品	5,862
原材料及び貯蔵品	4,390
合計	10,841

(注) 棚卸資産 評価損計上額 238 百万円

(2) その他の情報

「②連結計算書類 連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,547 百万円
2. 担保に供している資産	
建物	342 百万円
土地	442 百万円
上記に対応する債務額	
1年内返済予定の長期借入金	472 百万円
長期借入金	2,387 百万円

3. 保証債務

履行保証等のため、次のとおり債務保証を行っています。

被 保 証 人	保 証 額
Ikegami Electronics (Europe) GmbH	57 百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	479 百万円
短期金銭債務	143 百万円

5. 受取手形割引高および電子記録債権割引高

受取手形	5 百万円
電子記録債権	122 百万円

6. 金融機関とのコミットメントラインに関する契約

当社は、機動的な資金調達を可能にするため、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しており、当事業年度末日の借入未実行残高は次のとおりです。

コミットメントラインの総額	4,000 百万円
借入実行残高	4,000 百万円
差引額	—

(財務制限条項)

当社が締結しているコミットメントライン契約については、下記の財務制限条項が付されています。

- 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の70%に相当する金額以上に維持すること。但し、各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益が1回でも負の値となった場合、当該事業年度末日の翌事業年度末日以降、各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	売上高	1,396 百万円
	仕入高	874 百万円
	その他の営業費用	127 百万円
	営業取引以外の取引高	61 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	881,612	559	6,300	875,871

(変動事由の概要)

増加および減少の内訳は次のとおりです。

(増加)

 単元未満株式の買取りによる増加 559 株

(減少)

 譲渡制限付株式として取締役へ交付 6,300 株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	215 百万円
賞与引当金	132 百万円
貸倒引当金	19 百万円
退職給付引当金	114 百万円
関係会社出資金評価損	1,149 百万円
海外子会社株式評価損	61 百万円
税務上の繰越欠損金	1,405 百万円
その他	128 百万円
繰延税金資産小計	3,226 百万円
評価性引当額	△3,226 百万円
繰延税金資産合計	— 百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△53 百万円
繰延税金負債合計	△53 百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△53 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	13.1 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.7 %
住民税均等割等	10.0 %
評価性引当額	△119.7 %
税務上の繰越欠損金の期限切れ	118.7 %
税率変更による影響	△37.3 %
その他	0.2 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.9 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 7 年法律第 13 号)が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立し、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 30.6%から 31.5%に変更し計算しております。この税率変更による影響は軽微です。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (百万 円)	科目	期末 残高 (百万 円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	Ikegami Electronics (U.S.A.),Inc.	マウワ (アメリカ)	千米ドル 48,000	情報通信機 器の販売、 サービス	所有 直接 100	—	当社製品 の販売	製品の販 売(注)1.	216	売掛金	73
子会社	Ikegami Electronics (Europe)GmbH	ノイス (ドイツ)	千ユーロ 9,203	情報通信機 器の販売、 サービス	所有 直接 100	—	当社製品 の販売	製品の販 売(注)1.	637	売掛金	88
子会社	株式会社 テクノイケガミ	神奈川県 川崎市	百万円 100	情報通信機 器の生産、 サービス	所有 直接 100	兼任 2 名	当社製品 の生産・ サービス	資金の回 収 資金の貸 付(注)2.	250 200	短期貸 付金	50

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- 価格その他の取引条件については、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しています。
- 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

(収益認識に関する注記)

・収益を理解するための基礎となる情報

「②連結計算書類 連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,991円20銭
2. 1株当たり当期純利益 30円12銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。